



平成 21 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 日本電産リード株式会社
代表者名 代表取締役社長 戒田 理夫
(コード 6833 大証第 2 部)
問合せ先 管理本部長 松本 正
(TEL. 075-315-8001)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 24 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 22 日開催予定の第 18 期定時株主総会に下記のとおり、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1 変更の理由

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第 7 条（株券の発行）および第 8 条第 2 項（単元未満株券の不発行）の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、条数の繰上げその他の条文の整備を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(株券の発行) 第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p> | <p><削除></p> |
| <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>2 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> | <p>(単元株式数) 第7条 <現行どおり> <削除></p> |
| <p>第9条 <省略></p> | <p>第8条 <現行どおり></p> |
| <p>(株式取扱規則) 第10条 当社の株券の種類、株主（<u>実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。</u>）の氏名等株主名簿の記載事項の変更、<u>単元未満株式の買取および株券喪失登録手続、その他株式に関する取扱等</u>については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> | <p>(株式取扱規則) 第9条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> |
| <p>第11条 <省略></p> | <p>第10条 <現行どおり></p> |
| <p>(基準日) 第12条 当社は、毎年 3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> | <p>(基準日) 第11条 当社は、毎年 3月31日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> |
| <p>第13条～第34条 <省略></p> | <p>第12条～第33条 <現行どおり></p> |
| <p>(剰余金の配当の基準日) 第35条 剰余金の配当としての期末配当は、毎年 3月31日、中間配当は、毎年 9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> | <p>(剰余金の配当の基準日) 第34条 剰余金の配当としての期末配当は、毎年 3月31日、中間配当は、毎年 9月30日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> |
| <p>第36条 <省略></p> | <p>第35条 <現行どおり></p> |

3 日程

定款変更の為の株主総会開催日 平成 21 年 6 月 22 日

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 22 日

以 上